十一　（略）

（動物取扱責任者の選任）

第九条　法第二十二条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第三条の免許を取得している者であること。

ロ　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三条の免許を取得している者であること。

ハ　営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。

ニ　営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

二　（略）

（動物取扱責任者研修）

第十条　都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

2　（略）

3　第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する次に掲げる事項に関する動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一　動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）

二　飼養施設の管理に関する方法

三　動物の管理に関する方法

四　前三号に掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める事項

り記録した台帳を調製し、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。競りあっせん業者にあっては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二条の六第一項に基づく犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

十一・十二　（略）

（動物取扱責任者の選任）

第九条　法第二十二条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一　第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

二　（略）

（動物取扱責任者研修）

第十条　都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

2　（略）

3　第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一　一年に一回以上受けさせること。

二　一回当たり三時間以上受けさせること。

三　次に掲げる項目について受けさせること。

イ　動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）

ロ　飼養施設の管理に関する方法

ハ　動物の管理に関する方法

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。

（新規）